# 「施設入所児童等に係るプレミアム付商品券関係事務処理について」 (臨時福祉給付金との対比表)

#### プレミアム付商品券関係事務処理

平成27年度臨時福祉給付金関係事務処理

施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券関係事務処理

### 第一 施設入所等児童等の定義

「施設入所等児童等」とは、基準日(プレミアム付商品券事業実施要領(平成31年4月1日府政経運第78号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知の別紙。以下「実施要領」という。)第3の1に定める扶養外住民税非課税者に該当する場合については、平成31年1月1日、実施要領第3の2及び第9に定める三歳未満児子育で世帯主と同一の世帯に属する対象児童(平成28年4月2日以降に出生した者)である場合は、出生日に応じて平成31年6月1日、平成31年7月31日又は平成31年9月30日)以降、以下の1から6までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日時点で満18歳に満たない者(平成13年1月3日以降に生まれた者。)をいう。以下同じ。)及び児童以外の者(児童以外の基準日Aにおいて、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。)をいう。以下同じ。)をいう。

1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規

施設入所等児童等に係る<u>平成27</u> 年度臨時福祉給付金(簡素な給付 措置) 関係事務処理

### 第一 施設入所等児童等の定義

「施設入所等児童等」とは、基準日<u>(平成27年1月1日。以下同じ。)</u>以降、以下の1から6までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日時点で満18歳に満たない者<u>(平成9年1月3日以降に生まれた者。</u>)をいう。以下同じ。)及び児童以外の基準日時点で満20歳に満たない者(平成7年1月3日以降に生まれた者。)をいう。以下同じ。)をいう。

1 児童福祉法(昭和22 年法律第164 号)第27条第1項第3号の規

定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童等(保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」により、引き続き委託されている者に限る。)

児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費の 支給を受けて若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所 措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障 害児入所施設」という。) に入所し、若しくは同法第27条第2項 の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医 療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は 同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により 入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に 規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療 施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳 児院等」という。)に入所している児童等(当該児童心理治療施設 又は児童自立支援施設に通う者並びに2月以内の期間を定めて行わ れる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入 院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境 上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難と なったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への

定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童等(保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日時点で満20歳に満たない者にあっては、同法第31条第2項の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

2 児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費の 支給を受けて若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所 措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障 害児入所施設」という。) に入所し、若しくは同法第27条第2項 の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医 療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は 同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により 入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に 規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短 期治療施設若しくは同法第44 条に規定する児童自立支援施設(以 下「乳児院等」という。) に入所している児童等(当該情緒障害児 短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2月以内の期間 を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医 療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精 神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一 時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる

入所をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は 入院している者に限る。)

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17 年法律第123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 第29 条第1項若しくは第30 条第1項の規定により同法第19 条第 1項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法 (昭和24 年法律第283 号) 第18 条第2項若しくは知的障害者福祉 法(昭和35 年法律第37 号) 第16 条第1項第2号の規定により入 所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法第5条第11 項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政 法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14 年法律第 167 号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害 者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)(以下「障害者支 援施設等」という。)に入所している児童(2月以内の期間を定め て行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属 している者に限る。)
- 4 売春防止法(昭和31 年法律第118 号)第36 条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- 乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の<u>基準日時点で満</u>20 歳に満たない者にあっては、同法<u>第31 条第2項及び第3項</u>の規定により、<u>基準日以前から引き続き</u>入所又は入院している者に限る。)
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17 年法律第123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 第29 条第1項若しくは第30 条第1項の規定により同法第19 条第1項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法 (昭和24 年法律第283 号) 第18 条第2項若しくは知的障害者福祉法 (昭和35 年法律第37 号) 第16 条第1項第2号の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。) 又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14 年法律第167 号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。) (以下「障害者支援施設等」という。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- 4 売春防止法(昭和31 年法律第118 号)第36 条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)に入所している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- 5 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業(以下「児童自立生活援助事業」という。)における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- 6 児童福祉法第23 条第1項の規定により同法第38 条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- 第二 施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券購入引換券の交付関係事務の特例
  - 1 交付市区町村

施設入所等児童等に係るプレミアム付商品券の購入引換券(施設入所等のため、三歳未満児世帯主ではなく対象児童が購入対象者となる場合を含む。)については、当該施設入所等児童等の住民票が、その入所(委託、入院又は入居を含み、以下「入所等」という。)している施設等(別表の「施設種別等」欄に記載されている施設等をいう。以下同じ。)の所在地に移っていない場合であっても、当該施設等の所在地の市区町村(以下「施設所在市区町村」という。)から交付する。

ただし、第三に定める自治体間の連絡調整が行われる前に、当該施設入所等児童等に係る購入引換券について、その保護者からの扶養外住民税非課税者分の購入引換券の代理申請(基準日時点で当該

5 児童福祉法第25 条の7第1項第3号の規定により同法第6条の 3第1項に規定する児童自立生活援助事業(以下「児童自立生活援助事業」という。)における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

- 6 児童福祉法第23 条第1項の規定により同法第38 条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- 第二 施設入所等児童等に係る<u>平成27 年度臨時福祉給付金の支給</u>関係 事務の特例
  - 1 支給市区町村

施設入所等児童等に係る<u>平成27</u> 年度臨時福祉給付金(以下「給付金」という。) については、当該施設入所等児童等の住民票が、その入所(委託、入院又は入居を含み、以下「入所等」という。) している施設等(別表の「施設種別等」欄に記載されている施設等をいう。以下同じ。)の所在地に移っていない場合であっても、当該施設等の所在地の市区町村(以下「施設所在市区町村」という。)から支給する。

(ただし、第三に定める自治体間の連絡調整が行われる前に、当該施設入所等児童等に係る<u>給付金の代理申請を行った</u>保護者に対し、 当該給付金の支給が決定された場合には、当該給付金の支給市区町 施設入所等児童等と同一の世帯に属する者としての代理申請又は親権に基づく代理申請をいう。以下同じ。)があり、当該保護者に対し、当該購入引換券の交付が決定された場合、並びに当該保護者に対し当該施設入所等児童に係る三歳未満児子育て世帯主分の購入引換券の交付が決定されている場合には、当該購入引換券の交付市区町村は基準日時点で施設入所等児童等の住民票が所在する市区町村(以下「住民票所在市区町村」という。)から変更せず、保護者からの当該購入引換券又は商品券の返還も求めない。

なお、施設入所等児童等が施設等から退所(委託の解除、退院又は退居を含み、以下「退所等」という。)した場合は、当該施設入所等児童等に係る購入引換券については、原則どおり「住民票所在市区町村」が交付する。

ただし、第三に定める自治体間の連絡調整が行われる前に、施設入所等児童等本人又は代理申請を行った施設職員に対し、当該施設入所等児童等に係る購入引換券の交付が決定された場合には、当該購入引換券の交付市区町村は「施設所在市区町村」から変更せず、当該施設入所等児童等本人又は施設職員からの当該購入引換券又は商品券の返還も求めない。

### 2 保護者からの代理申請の取扱い

施設入所等児童等に係る<mark>購入引換券</mark>については、その保護者から 代理申請があった場合でも、当該保護者には<del>交付</del>せず、当該施設入 所等児童等に<del>交付</del>することを原則とする。

なお、施設入所等児童等が施設等から退所等した場合は、原則ど

村は基準日時点で施設入所等児童等の住民票が所在する市区町村 (以下「住民票所在市区町村」という。)から変更せず、保護者か らの当該<u>給付金</u>の返還も求めない。)

なお、施設入所等児童等が施設等から退所(委託の解除、退院又は退居を含み、以下「退所等」という。)した場合は、当該施設入所等児童等に係る給付金については、原則どおり「住民票所在市区町村」が支給する。

(ただし、第三に定める自治体間の連絡調整が行われる前に、施設入所等児童等本人又は代理申請を行った施設職員に対し、当該施設入所等児童等に係る給付金の支給が決定された場合には、当該給付金の支給市区町村は「施設所在市区町村」から変更せず、当該施設入所等児童等本人又は施設職員からの当該給付金の返還も求めない。)

### 2 保護者からの代理申請の取扱い

施設入所等児童等に係る<u>給付金</u>については、その保護者から代理申請<u>(基準日時点で当該施設入所等児童等と同一の世帯に属する者としての代理申請又は親権に基づく代理申請をいう。)</u>があった場合でも、当該保護者には<u>支給</u>せず、当該施設入所等児童等に<u>支給</u>することを原則とする。

なお、施設入所等児童等が施設等から退所等した場合は、原則ど

おり、保護者からの代理申請も可能とする。

# 3 購入引換券の交付申請及び交付

# (1)購入引換券の交付申請

円滑な<mark>購入引換券の交付</mark>を確保する観点から、施設職員による 代理申請を基本とする。ただし、児童自立生活援助事業における 住居に入居する児童等及び施設入所等児童等本人による申請も妨 げない。

なお、市区町村における交付申請書の審査に際して、施設入所等児童等であることが容易に判別できるよう、施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれの場合にも、実施要領の様式1で定める「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を施設入所等児童等用に調製した申請書(別添様式)を参考に検討いただきたいこと。

# (2) 購入引換券の交付

施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれの場合にも、施設入所等児童等本人あてに交付することを基本とする。

# 4 課税状況等の審査

(1) 基準日時点で施設入所等児童等に該当している場合

扶養外住民税非課税者分の購入引換券については、基準日時点で施設入所等児童等に該当している場合には、その保護者の扶養 親族等ではないものとみなして購入引換券の交付に関する審査を おり、保護者からの代理申請も可能とする。

# 3 給付金の申請及び支給

# (1) 給付金の申請

円滑な<u>給付金の支給</u>を確保する観点から、施設職員による代理申請を基本とする。ただし、児童自立生活援助事業における住居に入居する児童等及び施設入所等児童等本人による申請も妨げない。

なお、市区町村における<u>給付金</u>の審査に際して、施設入所等児童等であることが容易に判別できるよう、施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれの場合にも、「平成27 年度臨時福祉給付金支給事業実施要綱(例)について」(平成27 年4月13 日付け厚生労働省簡素な給付措置支給業務室事務連絡)においてお示しした様式第3号による申請書を用いて申請することを原則とする。

# (2) 給付金の支給

施設職員による代理申請及び施設入所等児童等本人による申請のいずれの場合にも、施設入所等児童等本人<u>名義の口座に振り込む</u>ことを基本とする。

# 4 課税状況等の審査

(1) 基準日時点で施設入所等児童等に該当している場合 基準日時点で施設入所等児童等に該当している場合には、その 保護者の扶養親族等ではないものとみなして<u>給付金の支給</u>に関す る審査を行う。

行う。

その際、施設等に入所等している児童等であることを踏まえ、 交付申請時に、施設入所等児童等本人が市町村民税(均等割)を 課税されていないことを誓約し、課税所得があることが判明した 場合において当該購入引換券又は商品券を返還することに同意し た場合には、課税台帳等による課税状況の確認を省略して交付す ることとして差し支えないこととする。

この場合、施設入所等児童等の住民票が、基準日時点で「施設 所在市区町村」とは異なる市区町村にあるときは、交付申請に際 して非課税証明書の添付は求めない取扱いとして差し支えない。

(2) 基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合

扶養外住民税非課税者分の購入引換券について、基準日の翌日 以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合について は、基準日の翌日以降の事象は、扶養関係など購入引換券の交付 要件に該当するか否かの判断に影響を与えるものではないため、 上記(1)のようなみなし措置の対象とはせず、基準日時点の扶 養関係に基づき購入引換券の交付に関する審査を行う。

この場合、施設入所等児童等が<mark>購入引換券を受領</mark>するためには、当該施設入所等児童等を扶養している保護者が課税されていないことが要件となるため、当該保護者の課税状況を確認する必要があるが、この確認について当該保護者の同意を得ることは、一般的には困難であると考えられる。

このため、施設入所等児童等本人について上記(1)の場合と

その際、施設等に入所等している児童等であることを踏まえ、 <u>給付金</u>の申請時に、施設入所等児童等本人が市町村民税(均等 割)を課税されていないことを誓約し、課税所得があることが判 明した場合には当該<u>給付金</u>を返還することに同意した場合には、 課税台帳等による課税状況の確認を省略して<u>支給</u>することとして 差し支えないこととする。

この場合、施設入所等児童等の住民票が、基準日時点で「施設所在市区町村」とは異なる市区町村にあるときは、<u>給付金</u>の申請に際して非課税証明書の添付は求めない取扱いとして差し支えない。

(2) 基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合

基準日の翌日以降に施設入所等児童等に該当することとなった場合については、基準日の翌日以降の事象は、扶養関係など給付金の支給要件に該当するか否かの判断に影響を与えるものではないため、上記(1)のようなみなし措置の対象とはせず、基準日時点の扶養関係に基づき給付金の支給に関する審査を行う。

この場合、施設入所等児童等が<u>給付金を受給</u>するためには、当該施設入所等児童等を扶養している保護者が課税されていないことが要件となるため、当該保護者の課税状況を確認する必要があるが、この確認について当該保護者の同意を得ることは、一般的には困難であると考えられる。

このため、施設入所等児童等本人について上記(1)の場合と

同様の誓約、同意が得られる場合には、その保護者の課税状況の審査については、施設徴収金の階層区分や利用者負担上限月額の区分の確認など可能な範囲で行い、当該保護者が課税されていることが明らかでなければ、購入引換券を交付することとして差し支えないこととする。

なお、上記の施設徴収金の階層区分等の確認は、「措置等自治体」(別表の「施設種別等」欄ごとに「措置等自治体」欄に定める自治体をいう。以下同じ。)が「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)の「徴収金階層区分等」欄を記載し、これを購入引換券の交付を行う「施設所在市区町村」が確認することにより行う。

5 児童等である親とその子がともに同一の施設等に入所等している 場合の取扱い

基準日時点において「15 歳に達する日以後の最初の3月31 日を経過した児童等である父又は母」が「その子である児童」と同一の施設に入所している場合については、当該親子をともに施設入所等児童等として取り扱い、上記1から4までの特例を適用するが、購入引換券交付の審査に際しては、当該親子を扶養関係にあるものとみなし、当該「15 歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母」の課税状況により、当該親子に対する購入引換券の交付の可否を判断する。

なお、この取扱いの対象となる施設は、第一の3に規定する障害者支援施設等、4に規定する婦人保護施設及び6に規定する母子生活支援施設とする。

同様の誓約、同意が得られる場合には、その保護者の課税状況の 審査については、施設徴収金の階層区分や利用者負担上限月額の 区分の確認など可能な範囲で行い、当該保護者が課税されている ことが明らかでなければ、<u>給付金を支給</u>することとして差し支え ないこととする。

なお、上記の施設徴収金の階層区分等の確認は、「措置等自治体」(別表の「施設種別等」欄ごとに「措置等自治体」欄に定める自治体をいう。以下同じ。)が「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)の「徴収金階層区分等」欄を記載し、これを給付金の支給を行う「施設所在市区町村」が確認することにより行う。

5 児童等である親とその子がともに同一の施設等に入所等している 場合の取扱い

基準日時点において「15 歳に達する日以後の最初の3月31 日を経過した児童等である父又は母」が「その子である児童」と同一の施設に入所している場合については、当該親子をともに施設入所等児童等として取り扱い、上記1から4までの特例を適用するが、給付金の審査に際しては、当該親子を扶養関係にあるものとみなし、当該「15 歳に達する日以後の最初の3月31 日を経過した児童等である父又は母」の課税状況により、当該親子に対する給付金の支給の可否を判断する。

なお、この取扱いの対象となる施設は、第一の3に規定する障害者支援施設等、4に規定する婦人保護施設及び6に規定する母子生活支援施設とする。

第三 自治体間の連絡調整に関する事務処理の流れ

#### 1 概要

(1) 基本的な仕組み

施設入所等児童等については、「措置等自治体」から「住民票 所在市区町村」と「施設所在市区町村」に情報提供を行うことに より、第二に定める特例を適用する。

その際、

- ① 平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等については、全国統一の連絡調整期間を設け、全国どこでも確実に第二に定める特例措置を適用するとともに、
- ② 平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等についても、随時、自治体間の連絡調整を行うことにより、第二に定める特例措置を適用する。
- (2) 平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する連絡調整

平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等(基準日の翌日以降に入所等し、平成31年6月7日までに退所等した児童等を除く。)については、全国統一の連絡調整期間(平成31年6月10日から6月21日まで)を設け、この間に自治体間の連絡調整を実施することにより、第二の1から5までに定める特例措置を適用する。

また、基準日時点で入所等しており、平成31年6月7日までに 退所等した児童等にあっては、第二の4(1)及び5に定める特 例措置を適用する。 第三 自治体間の連絡調整に関する事務処理の流れ

#### 1 概要

(1) 基本的な仕組み

施設入所等児童等については、「措置等自治体」から「住民票 所在市区町村」と「施設所在市区町村」に情報提供を行うことに より、第二に定める特例を適用する。

その際、

- ① <u>平成27 年6月26 日</u>までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等については、全国統一の連絡調整期間を設け、全国どこでも確実に第二に定める特例措置を適用するとともに、
- ② 平成27 年6月27 日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等についても、随時、自治体間の連絡調整を行うことにより、第二に定める特例措置を適用する。
- (2) <u>平成27 年6月26 日</u>までに施設入所等児童等に該当することと なった児童等に関する連絡調整

平成27 年6月26 日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等(基準日の翌日以降に入所等し、平成27 年6月26 日までに退所等した児童等を除く。)については、全国統一の連絡調整期間 (平成27 年6月29 日から7月17 日まで)を設け、この間に自治体間の連絡調整を実施することにより、第二の1から5までに定める特例措置を適用する。

また、基準日時点で入所等しており、<u>平成27 年6月26 日</u>まで に退所等した児童等にあっては、第二の4(1)及び5に定める 特例措置を適用する。

具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

# ① 平成31年6月7日まで

「措置等自治体」の商品券担当課室は、平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る情報の提供を担当課室から受け、同日までに施設等の種別を問わず「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に整理する。

なお、基準日時点で入所等しており、平成31年6月7日までに 退所等した児童等にあっては、「施設入所等児童等連絡票(入所 等)」(別紙様式3)の「施設入所等児童等」の「備考」欄に 「20190331 退所等」(平成31年3月31日退所の場合)と記載す ること。

### ② 平成31年6月10日から6月21日まで

「措置等自治体」は、①で整理した「施設入所等児童等連絡票 (入所等)」(別紙様式3)により、施設入所等児童等に関する 情報を「住民票所在市区町村」及び「施設所在市区町村」に同時 に提供する。

なお、「住民票所在市区町村」に情報を提供する際には、施設 所在地に関する情報を削除することに留意が必要である。

# ③ 平成31年6月24日以降

ア) 「住民票所在市区町村」における事務処理の流れ 「住民票所在市区町村」は、②で提供された情報に基づき 「交付先管理リスト(住民票所在市区町村)」(別紙様式 2) を作成する。

#### 平成27年度臨時福祉給付金関係事務処理

具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

# ① 平成27 年6月26 日まで

「措置等自治体」の<u>給付金</u>担当課室は、<u>平成27年6月26日</u>までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る情報の提供を担当課室から受け、同日までに施設等の種別を問わず「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に整理する。

なお、基準日時点で入所等しており、<u>平成27 年6月26 日</u>までに退所等した児童等にあっては、「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)の「施設入所等児童等」の「備考」欄に「20150331」退所等」<u>(平成27</u>年3月31 日退所の場合)と記載すること。

# ② 平成27 年6月29 日から7月17 日まで

「措置等自治体」は、①で整理した「施設入所等児童等連絡票 (入所等)」(別紙様式3)により、施設入所等児童等に関する 情報を「住民票所在市区町村」及び「施設所在市区町村」に同時 に提供する。

なお、「住民票所在市区町村」に情報を提供する際には、施設 所在地に関する情報を削除することに留意が必要である。

# ③ 平成27 年7月21 日以降

ア)「住民票所在市区町村」における事務処理の流れ 「住民票所在市区町村」は、②で提供された情報に基づき 「<u>支給先</u>管理リスト(住民票所在市区町村)」(別紙様式 2) を 作成する。

「交付先管理リスト(住民票所在市区町村)」(別紙様式2)は、施設入所等児童等の保護者から当該施設入所等児童等に係る購入引換券の代理申請があった場合でも、当該代理申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等を確認し、当該保護者に購入引換券を交付しないために使用するものである。

イ)「施設所在市区町村」における事務処理の流れ 「施設所在市区町村」は、②で提供された情報に基づき、 「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式 1)を作成する。

「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)は、施設入所等児童等に係る交付申請があった場合に、 当該申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等 を確認し、親権者である保護者からの代理申請である場合には 購入引換券を交付しない一方、施設職員による代理申請又は本 人による申請である場合には購入引換券を交付するために使用 するものである。

なお、第二の4で記載しているとおり、扶養外住民税非課税 者分については、施設入所等児童等の入所等の時期が基準日以 前であるか基準日の翌日以降であるかによって、購入引換券の 審査事務が異なることとなるため、「施設入所等児童等リスト (施設所在市区町村)」(別紙様式1)に ついては、

A:基準日 (平成31年1月1日) 時点で入所等している施設入 所等児童等

B:基準日 (平成31年1月1日) の翌日以降に入所等した施設 入所等児童等

#### 平成27年度臨時福祉給付金関係事務処理

「支給先管理リスト(住民票所在市区町村)」(別紙様式2)は、施設入所等児童等の保護者から当該施設入所等児童等に係る給付金の代理申請があった場合でも、当該代理申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等を確認し、当該保護者に給付金を支給しないために使用するものである。

イ)「施設所在市区町村」における事務処理の流れ 「施設所在市区町村」は、②で提供された情報に基づき、 「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式 1)を作成する。

「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)は、施設入所等児童等に係る<u>給付金の支給</u>申請があった場合に、当該申請に係る児童等が施設入所等児童等に該当するか否か等を確認し、親権者である保護者からの代理申請である場合には<u>給付金を支給</u>しない一方、施設職員による代理申請又は本人による申請である場合には<u>給付金を支給</u>するために使用するものである。

なお、第二の4で記載しているとおり、施設入所等児童等の 入所等の時期が基準日以前であるか基準日の翌日以降であるか によって、<u>給付金</u>の審査事務が異なることとなるため、「施設 入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に ついては、

A:基準日時点で入所等している施設入所等児童等

B:基準日の翌日以降に入所等した施設入所等児童等

を判別できるように管理する。

を判別できるように管理する。

(3) 平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する連絡調整

平成31年6月8日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等についても、随時、遅滞なく(2)に準じた連絡調整を行い、その結果を踏まえて第二に定める特例措置を適用する。 具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」への照会 「措置等自治体」の商品券担当課室は、平成31年6月8日以 降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る情 報の提供を施設入所等担当課室から随時受け、当該児童等に係 る購入引換券の交付の状況について「施設入所等児童等連絡票 (入所等)」(別紙様式3)により「住民票所在市区町村」に 随時照会する。

(なお、照会に際しては、施設所在地に関する情報を削除する ことについて留意が必要である。)

照会を受けた「住民票所在市区町村」は、この照会が「住民票所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る購入引換券の交付について、その保護者に対する交付が決定されている場合には、その旨を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)により「措置等自治体」に連絡する。この場合、当該購入引換券の交付市区町村の変更は行わず、当該保護者からの当該購入引換券の返還も求めない。

他方、この照会が「住民票所在市区町村」に到達した時点

(3) <u>平成27 年6月27 日</u>以降に施設入所等児童等に該当することと なった児童等に関する連絡調整

平成27 年6月27 日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等についても、随時、遅滞なく(2)に準じた連絡調整を行い、その結果を踏まえて第二に定める特例措置を適用する。具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。

① 「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」への照会「措置等自治体」の給付金担当課室は、平成27 年 6 月 27 日 以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等に係る 情報の提供を担当課室から随時受け、当該児童等に係る給付金 の支給決定の状況について「施設入所等児童等連絡票(入所 等)」(別紙様式3)により「住民票所在市区町村」に随時照 会する。

(なお、照会に際しては、施設所在地に関する情報を削除する ことについて留意が必要である。)

照会を受けた「住民票所在市区町村」は、この照会が「住民票所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る 給付金をその保護者が代理申請し、当該保護者に対する当該給付金の支給が決定されている場合には、その旨を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)により「措置等自治体」に連絡する。この場合、当該給付金の支給市区町村の変更は行わず、当該保護者からの当該給付金の返還も求めない。

他方、この照会が「住民票所在市区町村」に到達した時点

で、照会に係る児童等に係る購入引換券について、その保護者に対する交付が決定されていない場合には、「住民票所在市区町村」は、保護者に対する購入引換券の交付を停止する処理(以下「交付停止処理」という。)を行うとともに、交付停止処理を行った旨を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)により「措置等自治体」に連絡する。

- ② 「措置等自治体」から「施設所在市区町村」への連絡「措置等自治体」の商品券担当課室は、①の照会の結果(交付停止処理が行われたか否か)を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)により「施設所在市区町村」に連絡する。この連絡を受けた「施設所在市区町村」は、「住民票所在市区町村」において交付停止処理が行われた施設入所等児童等について、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に収載する。
- (4)施設等を退所等した児童等に関する自治体間の連絡調整 「措置等自治体」は、情報整理期間(連絡調整期間(平成31年 6月10日から6月21日まで)の前に、措置等自治体において施設 入所等児童等に係る情報を整理する期間をいう。以下同じ。)経 過後(平成31年6月8日以降)に施設入所等児童等が退所等した 場合には、随時、遅滞なく連絡調整を行い、その結果を踏まえて 第二の1から3まで及び4(2)に定める特例措置を解除する。 具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。
- ① 「措置等自治体」から「施設所在市区町村」への照会

#### 平成27年度臨時福祉給付金関係事務処理

で、照会に係る児童等に係る<u>給付金</u>について、その保護者<u>から</u> <u>の代理申請による支給</u>が決定されていない場合には、「住民票 所在市区町村」は、保護者<u>からの代理申請に</u>対する<u>給付金の支</u> <u>給</u>を停止する処理(以下「<u>支給</u>停止処理」という。)を行うと ともに、<u>支給</u>停止処理を行った旨を「施設入所等児童等連絡票 (入所等)」(別紙様式3)により「措置等自治体」に連絡す る。

- ② 「措置等自治体」から「施設所在市区町村」への連絡 「措置等自治体」の<u>給付金</u>担当課室は、①の照会の結果(<u>支給</u> 停止処理が行われたか否か)を「施設入所等児童等連絡票(入所 等)」(別紙様式3)により「施設所在市区町村」に連絡する。 この連絡を受けた「施設所在市区町村」は、「住民票所在市区 町村」において<u>支給</u>停止処理が行われた施設入所等児童等につい て、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様 式1)に収載する。
- (4)施設等を退所等した児童等に関する自治体間の連絡調整 「措置等自治体」は、情報整理期間(連絡調整期間<u>(平成27</u> <u>年6月29日から7月17日</u>まで)の前に、措置等自治体において 施設入所等児童等に係る情報を整理する期間をいう。以下同 じ。)経過後(平成27年6月27日以降)に施設入所等児童等が 退所等した場合には、随時、遅滞なく連絡調整を行い、その結果 を踏まえて第二の1から3まで及び4(2)に定める特例措置を 解除する。具体的な連絡調整の流れは以下のとおりとする。
  - ① 「措置等自治体」から「施設所在市区町村」への照会

「措置等自治体」の商品券担当課室は、情報整理期間経過後に 退所等した施設入所等児童等に係る情報の提供を施設入所等担 当課室から随時受け、当該児童等の購入引換券の交付決定の状 況について「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式 4)により「施設所在市区町村」に随時照会する。

照会を受けた「施設所在市区町村」は、この照会が「施設所在市区町村」に到達した時点で、既に照会に係る児童に対する当該購入引換券の交付が決定されている場合には、その旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「措置等自治体」に連絡する。この場合、当該購入引換券の交付市区町村は「施設所在市区町村」から変更せず、当該児童等からの当該購入引換券又は商品券の返還も求めない。

他方、この照会が「施設所在市区町村」に到達した時点で、 照会に係る児童等に係る購入引換券の交付が決定されていない 場合には、「施設所在市区町村」は、当該児童等を「施設入所 等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)から削 除扱いとするとともに、交付が決定されていない旨を「施設入 所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「措置等 自治体」に連絡する。

② 「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」への連絡 「措置等自治体」の商品券担当課室は、①の照会の結果(交付 が決定されたか否か)を「施設入所等児童等連絡票(退所 等)」(別紙様式4)により「住民票所在市区町村」に連絡す る。 「措置等自治体」の給付金担当課室は、情報整理期間経過後に退所等した施設入所等児童等に係る情報の提供を担当課室から随時受け、当該児童等の給付金の支給決定の状況について「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「施設所在市区町村」に随時照会する。

照会を受けた「施設所在市区町村」は、この照会が「施設所在市区町村」に到達した時点で、照会に係る児童等に係る給付金の支給申請がされ、既に当該児童等に対する当該給付金の支給が決定されている場合には、その旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「措置等自治体」に連絡する。この場合、当該給付金の支給市区町村は「施設所在市区町村」から変更せず、当該児童等からの当該給付金の返還も求めない。

他方、この照会が「施設所在市区町村」に到達した時点で、 照会に係る児童等に係る<u>給付金の支給</u>が決定されていない場合 には、「施設所在市区町村」は、当該児童等を「施設入所等児 童等リスト (施設所在市区町村)」 (別紙様式1)から削除扱 いとするとともに、<u>支給</u>が決定されていない旨を「施設入所等 児童等連絡票(退所等)」 (別紙様式4)により「措置等自治 体」に連絡する。

② 「措置等自治体」から「住民票所在市区町村」への連絡 「措置等自治体」の<u>給付金</u>担当課室は、①の照会の結果(支給 が決定されたか否か)を「施設入所等児童等連絡票(退所 等)」(別紙様式4)により「住民票所在市区町村」に連絡す る。

(なお、連絡に際しては、施設所在地に関する情報を削除する ことについて留意が必要である。)

この連絡を受けた「住民票所在市区町村」は、「施設所在市区町村」において交付が決定されていない施設入所等児童等について、「交付先管理リスト(住民票所在市区町村)」(別紙様式2)から削除扱いとする。

### (5) 施設名を情報提供する際の留意事項

事務の便宜を図るため、施設名を「施設入所等児童等連絡票 (入所等)」(別紙様式3)及び「施設入所等児童等連絡票(退 所等)」(別紙様式4)中「施設所在地」の「市区町村名」欄に 記載すること等により「施設所在市区町村」に当該施設名の情報 を提供することも可能とするが、この場合、施設入所等児童等に 係る情報等を購入引換券交付の業務のために利用すること及び商 品券担当課室に提供することについて、当該市区町村の一般的な 個人情報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。(こ の場合も当該施設名の情報は「住民票所在市区町村」には提供し ないこと。)

#### 2 詳細

- (1) 入所等したとき
  - (「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と異なる場合)
  - ① 「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に整理する。
  - ② 「措置等自治体」は、①の「施設入所等児童等連絡票(入所

## 平成27年度臨時福祉給付金関係事務処理

(なお、連絡に際しては、施設所在地に関する情報を削除する ことについて留意が必要である。)

この連絡を受けた「住民票所在市区町村」は、「施設所在市区町村」において<u>支給が</u>決定されていない施設入所等児童等について、「<u>支給先</u>管理リスト(住民票所在市区町村)」(別紙様式2)から削除扱いとする。

### (5) 施設名を情報提供する際の留意事項

事務の便宜を図るため、施設名を「施設入所等児童等連絡票 (入所等)」(別紙様式3)及び「施設入所等児童等連絡票(退 所等)」(別紙様式4)中「施設所在地」の「市区町村名」欄に 記載すること等により「施設所在市区町村」に当該施設名の情報 を提供することも可能とするが、この場合、施設入所等児童等に 係る情報等を給付金支給業務のために利用すること及び給付金担 当課室に提供することについて、当該市区町村の一般的な個人情 報の取扱いに応じ必要となる手続を行うことになる。(この場合 も当該施設名の情報は「住民票所在市区町村」には提供しないこ と。)

### 2 詳細

- (1) 入所等したとき
  - (「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と異なる場合)
  - ① 「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に整理する。
  - ② 「措置等自治体」は、①の「施設入所等児童等連絡票(入所

- 等)」(別紙様式3)から施設所在地に関する情報を削除して「住民票所在市区町村」に送付する。
- ③ 「住民票所在市区町村」は、②の「施設入所等児童等連絡票 (入所等)」(別紙様式3)が到達した時点で、施設入所等児 童等に係る購入引換券の交付が決定されていない場合には、当 該施設入所等児童等に係る購入引換券の交付停止処理を講じ る。
- ④ 「住民票所在市区町村」は、③において交付停止処理を講じることができなかった場合も含めて、「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に交付停止処理の結果を記入し、「措置等自治体」に送付する。
- ⑤ ③において「住民票所在市区町村」が交付停止処理を講じたか 否かに関わらず、④の送付を受けた「措置等自治体」は、「施 設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)により「施設 所在市区町村」に情報提供する。
- ⑥ ⑤を受けた「施設所在市区町村」は、③において交付停止処理 が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト(施設 所在市区町村)」(別紙様式1)に収載する。

<平成31年6月7日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する取扱い>

1に記載したとおり、平成31年6月7日までに施設入所等児

#### 平成27年度臨時福祉給付金関係事務処理

- 等)」(別紙様式3)から施設所在地に関する情報を削除して「住民票所在市区町村」に送付する。
- ③ 「住民票所在市区町村」は、②の「施設入所等児童等連絡票 (入所等)」(別紙様式3)が到達した時点で、施設入所等児 童等に係る<u>給付金の支給</u>が決定されていない場合には、当該施 設入所等児童等に係る給付金の支給停止処理を講じる。
- ④ 「住民票所在市区町村」は、③において<u>支給</u>停止処理を講じることができなかった場合も含めて、「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に<u>支給</u>停止処理の結果を記入し、「措置等自治体」に送付する。
- ⑤ ③において「住民票所在市区町村」が<u>支給</u>停止処理を講じた か否かに関わらず、④の送付を受けた「措置等自治体」は、 「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)により 「施設所在市区町村」に情報提供する。
- ⑤ ⑤を受けた「施設所在市区町村」は、③において<u>支給</u>停止処 理が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト(施 設所在市区町村)」(別紙様式1)に収載する。

<<u>平成27 年6月26 日</u>までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等に関する取扱い>

1に記載したとおり、平成27年6月26日までに施設入所等

童等に該当することとなった児童等については、全国の自治体で購入引換券の交付が開始される前に自治体間の連絡調整が行われ、確実に交付停止処理が講じられることから、上記の「措置等自治体」による②及び⑤の連絡は同時に行うとともに、「住民票所在市区町村」による④の交付停止処理の結果の送付も不要とする。

(「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と同一である場合)

- ① 「措置等自治体」は、施設入所等児童等を把握した時点で、 施設入所等児童等に係る<mark>購入引換券の交付</mark>がされていない場合 には、当該施設入所等児童等に係る<mark>購入引換券の交付</mark>停止処理 を講じる。
- ② 「措置等自治体」は、①において交付停止処理を講じることができなかった場合も含めて、「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に交付停止処理の結果を記入し、「施設所在市区町村」に情報提供する。
- ③ ②を受けた「施設所在市区町村」は、①において交付停止処理が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト (施設所在市区町村)」(別紙様式1)に収載する。
- (2) 退所等したとき
  - (「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と異なる場合)
  - ① 「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後(平成 31年6月8日以降)に施設入所等児童等が退所等したとき

児童等に該当することとなった児童等については、全国の自治体で<u>給付金の支給</u>が開始される前に自治体間の連絡調整が行われ、確実に<u>支給</u>停止処理が講じられることから、上記の「措置等自治体」による②及び⑤の連絡は同時に行うとともに、「住民票所在市区町村」による④の<u>支給</u>停止処理の結果の送付も不要とする。

- (「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と同一である場合)
- ① 「措置等自治体」は、施設入所等児童等を把握した時点で、 施設入所等児童等に係る<u>給付金の支給</u>が決定されていない場合 には、当該施設入所等児童等に係る<u>給付金の支給</u>停止処理を講 じる。
- ② 「措置等自治体」は、①において<u>支給</u>停止処理を講じることができなかった場合も含めて、「施設入所等児童等連絡票(入所等)」(別紙様式3)に<u>支給</u>停止処理の結果を記入し、「施設所在市区町村」に情報提供する。
- ③ ②を受けた「施設所在市区町村」は、①において<u>支給</u>停止処理が行われた児童等について、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に収載する。
- (2) 退所等したとき
  - (「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と異なる場合)
  - ① 「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後(平成 27 年6月27 日以降)に施設入所等児童等が退所等したとき

は、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により、退所等した施設入所等児童等に係る購入引換券が既に交付決定されていないか照会する。

② ①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る購入引換券がまだ交付決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に退所等の年月日を記入し、当該児童等を「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)から削除扱いとするとともに、その旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)に記載して、「措置等自治体」に送付する。

他方、施設入所等児童等に係る<mark>購入引換券</mark>が既に交付決定されている場合は、「施設所在市区町村」は、その旨を「施設入 所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)に記載し、「措 置等自治体」に送付する。

- ③ 「措置等自治体」は、②で送付を受けた施設入所等児童等に係る<mark>購入引換券の交付</mark>決定に関する状況を、施設所在地に関する情報を削除した「施設入所等児童連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「住民票所在市区町村」に対して連絡する。
- ④ 施設入所等児童等に係る購入引換券がまだ交付決定されていない場合、③の連絡を受けた「住民票所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る情報を「交付先管理リスト(住民票所在市

は、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等 児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により、退所等した 施設入所等児童等に係る<u>給付金</u>が既に<u>支給</u>決定されていないか 照会する。

② ①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る給付金がまだ支給決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に退所等の年月日を記入し、当該児童等を「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)から削除扱いとするとともに、その旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)に記載して、「措置等自治体」に送付する。

他方、施設入所等児童等に係る<u>給付金</u>が既に<u>支給</u>決定されている場合は、「施設所在市区町村」は、その旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)に記載し、「措置等自治体」に送付する。

- ③ 「措置等自治体」は、②で送付を受けた施設入所等児童等に係る<u>給付金の支給</u>決定に関する状況を、施設所在地に関する情報を削除した「施設入所等児童連絡票(退所等)」(別紙様式4)により「住民票所在市区町村」に対して連絡する。
- ④ 施設入所等児童等に係る<u>給付金</u>がまだ<u>支給</u>決定されていない場合、③の連絡を受けた「住民票所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る情報を「支給先管理リスト(住民票所在市区町

区町村) (別紙様式2)から削除扱いとする。

(「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と同一である場合)

- ① 「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後(平成31年6月8日以降)に施設入所等児童等が退所等したときは、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)により、退所等した施設入所等児童等に係る購入引換券の交付決定がされていないか照会する。
- ② ①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る購入引換券が交付決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に退所等の年月日を記入し、当該児童等を「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)から削除扱いとするとともに、その旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)に記載して、「措置等自治体」に送付する。

他方、施設入所等児童等に係る<mark>購入引換券</mark>が既に交付決定されている場合は、「施設所在市区町村」は、その旨を「施設入 所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)に記載し、「措置 等自治体」に送付する。

③ 施設入所等児童等に係る購入引換券がまだ交付決定されていない場合、②の提供を受けた「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「交付先管理リスト(住民票所在市区町村)」(別紙様式2)から削除扱いとする。

村)」(別紙様式2)から削除扱いとする。

(「措置等自治体」が「住民票所在市区町村」と同一である場合)

- ① 「措置等自治体」は、全国統一の情報整理期間経過後(<u>平成</u> 27 年 6 月 27 日 以降)に施設入所等児童等が退所等したときは、速やかに、「施設所在市区町村」に対して、「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式 4)により、退所等した施設入所等児童等に係る給付金の支給が決定されていないか照会する。
- ② ①の照会を受けた「施設所在市区町村」は、施設入所等児童等に係る給付金が支給決定されていない場合は、「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)に退所等の年月日を記入し、当該児童等を「施設入所等児童等リスト(施設所在市区町村)」(別紙様式1)から削除扱いとするとともに、その旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)に記載して、「措置等自治体」に送付する。

他方、施設入所等児童等に係る<u>給付金</u>が既に<u>支給</u>決定されている場合は、「施設所在市区町村」は、その旨を「施設入所等児童等連絡票(退所等)」(別紙様式4)に記載し、「措置等自治体」に送付する。

③ 施設入所等児童等に係る<u>給付金</u>がまだ<u>支給</u>決定されていない場合、②の提供を受けた「措置等自治体」は、施設入所等児童等に係る情報を「<u>支給</u>先管理リスト(住民票所在市区町村)」(別紙様式2)から削除扱いとする。

# 第四 個人情報保護に関する考え方

上記の施設入所等児童等に関する個人情報の取扱いについては、 当該市区町村及び都道府県の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要 となる手続を行うことになる。例えば、個人情報の目的外の利用及 び他機関への提供について当該市区町村及び都道府県の個人情報保 護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行 うこととなる。

# 第四 個人情報保護に関する考え方

上記の施設入所等児童等に関する個人情報の取扱いについては、 当該市区町村及び都道府県の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要 となる手続を行うことになる。例えば、個人情報の目的外の利用及 び他機関への提供について当該市区町村及び都道府県の個人情報保 護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続を行 うこととなる。

プレミアム付商品券関係事務処理			平成27年度臨時福祉給付金関係事務処理			
別表	別表			別表		
施設種別ごとの措置等自治体			施設種別ごとの措置等自治体			
	施設種別等	措置等自治体		施設種別等	措置等自治体	
1	第一の1 に規定する小規模住居型児童養育事	都道府県、指	1	第一の1 に規定する小規模住居型児童養育事	都道府県、指	
	業、里親	定都市、		業、里親	定都市、	
	第一の2に規定する障害児入所施設、指定発達	児童相談所設		第一の2に規定する障害児入所施設、指定発達	児童相談所設	
	支援医療機関、乳児院、児童養護施設、児童心	置市		支援医療機関、乳児院、児童養護施設、 <u>情緒障</u>	置市	
	理治療施設、児童自立支援施設			<u>害児短期治療施設</u> 、児童自立支援施設		
	第一の5に規定する児童自立生活援助事業			第一の5に規定する児童自立生活援助事業		
2	第一の3に規定する障害者支援施設等	児童の入所前	2	第一の3に規定する障害者支援施設等	児童の入所前	
		の居住地の市			の居住地の市	
		区町村			区町村	
3	第一の4に規定する婦人保護施設	都道府県	3	第一の4に規定する婦人保護施設	都道府県	
4	第一の6に規定する母子生活支援施設	都道府県、市	4	第一の6に規定する母子生活支援施設	都道府県、市	
		及び福祉事務			及び福祉事務	
		所を設置する			所を設置する	
		町村			町村	
*	※ 「措置等自治体」とは、施設入所等に係る委託や措置、支給決定			※ 「措置等自治体」とは、施設入所等に係る委託や措置、支給決定等		
等を	等を行う自治体をいう。			を行う自治体をいう。		